

令和3年度版

# 東浦町の環境

東浦町



# 環境を大切にすまち・

## ひがしうら環境宣言

澄んだ空気、きれいな水、緑豊かな自然に恵まれた環境は、人間をはじめ生きるもののすべての願いであります。

この願いを実行するために、次のことをめざします。

- ・自然とうるおいを大切にす共生のまちづくり
- ・いのちと健康を大切にす安全のまちづくり
- ・ものとエネルギーを大切にす循環のまちづくり
- ・住民と行政がともに汗を流す協働のまちづくり

そして、これを次の世代に引き継いでいくとともに、恵み豊かな環境をつくりあげていくために、東浦町を「環境を大切にすまち・ひがしうら」とすることを宣言します。

平成12年10月11日制定 東浦町

# 目 次

I	東浦町の概要	1
II	環 境 保 全	
	1 公害による苦情	3
	2 大 気 汚 染	6
	3 水 質 汚 濁	13
	4 騒 音 ・ 振 動	21
	5 悪 臭	26
	6 地 盤 沈 下	28
	7 公害防止協定	29
	8 地球温暖化対策事業	32
	9 環境基本計画の推進	33
III	廃 棄 物	
	1 ご む み	38
	2 し 尿	57
	3 東部知多衛生組合の状況	60
	用 語 解 説	62

# I 東浦町の概要

## 1 本町の位置、大きさ

本町は、名古屋市の南、知多半島の北東部、衣浦湾の最奥に位置し、北は大府市、西は阿久比町・知多市・東海市に、南は半田市に、東は境川を隔て刈谷市、高浜市に隣接しています。



位置(役場)	
東 経	136° 58'
北 緯	34° 58'

大 き さ	
東 西	6.2km
南 北	7.7km
面 積	31.14km <sup>2</sup>

## 2 都市計画区域・用途地域

令和3年4月1日現在

区 分		面 積 (ha)	比 率 (%)	建 ぺい 率 (%)	容 積 率 (%)
都市計画区域		3,114.0	100	—	—
市街化区域		769.1	24.7	—	—
市街化調整区域		2,344.9	75.3	60	200
用 途 地 域	第一種低層住居専用地域	101.6	13.3	30・50・60	50・100
	第二種 "	—	—	—	—
	第一種中高層住居専用地域	217.0	28.2	60	150・200
	第二種 "	—	—	—	—
	第一種住居地域	189.0	24.6	60	200
	第二種 "	4.1	0.5	60	200
	準住居地域	31.2	4.0	60	200
	田園住居地域	—	—	—	—
	近隣商業地域	23.9	3.1	80	200
	商業地域	18.4	2.3	80	200・400
	準工業地域	29.0	3.8	60	200
	工業地域	131.0	17.0	60	200
工業専用地域	23.9	3.1	60	200	

## 3 人口及び世帯数の推移

(各年:3月末現在)

年	世帯数 (世帯)	人 口(人)			人口密度 (人/km <sup>2</sup> )
		男	女	計	
H29	20,244	25,396	25,023	50,419	1,619
H30	20,343	25,362	24,921	50,283	1,614
R1	20,453	25,222	24,823	50,045	1,607
R2	20,719	25,291	24,863	50,154	1,611
R3	21,027	25,352	25,016	50,368	1,617

(注) 東浦町の人口総数(外国人人口を含む)

## Ⅱ 環境保全

### 1 公害による苦情

#### (1) 公害による苦情の現況

公害による苦情は、地域住民の日常生活に密接した問題であり、その適切な処理は、住民の健康と文化的な生活を守るために、また紛争の未然防止のためにも必要であり、愛知県知多県民事務所など関係行政機関と協力し、苦情の早期解決に努めています。

以前の苦情の発生源は、工場や事業所からのものが多く見られましたが、近年では、住民の日常生活に伴って生じる苦情が多くなっており、内容も多様化しています。

苦情内容は、大気汚染、雑草に関する苦情が高い割合を占めており、中でも大気汚染は、住宅地や農地等での野焼きについての苦情や問い合わせが多く発生しています。

#### (2) 公害等による苦情の状況

##### ①種類別件数

(単位：件)

年度		H28	H29	H30	R1	R2
種類別						
典型 7 公害	大 気	3 5	2 1	3 7	2 7	6 5
	水 質	6	1	2	3	1
	土 壤	0	0	0	0	0
	騒 音	8	4	2 0	1 3	1 7
	振 動	0	2	0	1	0
	悪 臭	1 1	9	1 5	1 5	7
	地盤沈下	0	0	0	0	0
そ の 他 (不法投棄・雑草等)		1 1 9	1 1 1	1 7 2	1 4 2	1 7 1
計		1 7 9	1 4 8	2 4 6	2 0 1	2 6 1

## ②地区別件数

(単位：件)

年度 地区	H28	H29	H30	R1	R2
森岡	26	12	46	29	38
緒川	41	35	53	58	55
緒川新田	35	24	40	40	47
石浜	28	32	33	33	57
生路	16	17	22	16	22
藤江	33	28	52	24	35
不明	—	—	—	1	7
計	179	148	246	201	261

## ③主な苦情の内容

- 大 気・・・焼却行為(野焼き)
- 騒 音・・・事業場等の機械の作業騒音、日常生活音
- 悪 臭・・・店舗、家庭からの排水

## (3) 環境監視員の活動状況

平成13年4月1日から、環境監視員1名、平成14年4月1日から2名で町内各地区のパトロール活動を重点に行い、苦情発生後の対応型から未然防止型へ転換を図り、住民の生活環境の保全に寄与することを目指しています。

また、不法投棄等の違反行為の発生時には、その調査や指導、警察等関係機関との連絡調整を行っています。

## ① 環境監視活動状況

(単位：箇所)

年度	項目	大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	不法投棄	雑草	産廃施設警戒	その他	合計
H28		32	68	7	0	9	952	94	32	698	1,892
H29		18	54	3	2	9	761	83	75	745	1,750
H30		23	60	17	2	11	1,049	122	129	869	2,282
R1		20	56	9	1	12	978	109	137	958	2,280
R2		38	52	7	2	4	1,076	87	226	1,341	2,833

(注) 箇所数は延べ数(その他は回数)



② 家電リサイクル法による家電4品目及びパソコンの不法投棄状況

(単位：個)

年度	品目	テレビ	冷蔵庫 冷凍庫	洗濯機 衣類乾燥機	エアコン (室外機含む)	パソコン	合計
H28		14	1	0	0	1	16
H29		20	7	4	0	0	31
H30		18	11	3	3	0	35
R1		19	12	8	1	0	40
R2		7	13	4	0	0	24

(注) 環境監視により確認したもの

## 2 大気汚染

### (1) 大気汚染の現況

大気汚染は、工場・事業所等から排出されるばい煙（硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん等）や、自動車等からの排出ガス（一酸化炭素、窒素酸化物、炭化水素等）が主な原因となっています。

本町では東浦町役場に愛知県が大気汚染測定局を設置し、浮遊粒子状物質、窒素酸化物及び光化学オキシダントの測定をしています。

令和2年度の測定結果は、すべての項目において環境基準に適合しました。

また、ばい煙発生施設を設置している工場等への調査や、廃棄物等の野焼き防止など、大気汚染の防止にも積極的に努めていきます。

### (2) 大気汚染に係る環境基準

(昭和48年5月8日環庁告第25号・平成8年10月25日環庁告第73号改正)

物質名 ( )内告示年月日	環境基準		備考
	環境上の条件	適用除外	
二酸化硫黄(SO <sub>2</sub> ) (昭48.5.16)	1時間値の1日平均値が、0.04ppm以下であり、かつ1時間値が0.1ppm以下であること。	工業専用地域、車道、その他一般公衆が通常生活していない地域	
浮遊粒子状物質(SPM) (昭48.5.8)	1時間値の1日平均値が、0.10 mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ1時間値が0.20 mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	同 上	浮遊粒子状物質とは、その粒径が10μm以下の大気中の浮遊粉じんを示す。
一酸化炭素(CO) (昭48.5.8)	1時間値の1日平均値が、10ppm以下であり、かつ1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	同 上	
二酸化窒素(NO <sub>2</sub> ) (昭53.7.11)	1時間値の1日平均値が、0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること。	同 上	
光化学オキシダント(Ox) (昭48.5.8)	1時間値が0.06ppm以下であること。	同 上	光化学オキシダントとは、オゾン、PAN等の光化学反応により生成される酸化性物質をいう。

### (3) 測定点・測定項目

測定項目 測定点	浮遊粒子状物質(SPM)	窒素酸化物(NO+NO <sub>2</sub> )	光化学オキシダント(Ox)
東浦町役場 (昭49.4設置)	○	○	○

(注) 東浦町役場内での測定点は愛知県の測定局

(4) 各種届出状況

(令和3年3月31日現在：累計)

施設名	関係法令		大気汚染防止法		県民の生活環境の保全等に関する条例	
	工場等数	施設数	工場等数	施設数	工場等数	施設数
ばい煙発生施設	43	113	7	11		
粉じん発生施設	12	50	26	113		
大気指定工場等	—	—	8	21		

(資料：知多県民事務所環境保全課)

(5) 測定の状況

①浮遊粒子状物質 (SPM)

年度変化 (年平均値)

(単位：mg/m<sup>3</sup>)

年度	H28	H29	H30	R1	R2
測定点					
東浦町役場	0.019	0.017	0.019	0.016	0.015

年間測定結果 (令和2年度)

項目	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> を超えた時間数とその割合		日平均値0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均の最高値	環境基準
				時間	%	日	%			
測定点	日	時間	mg/m <sup>3</sup>	時間	%	日	%	mg/m <sup>3</sup>	mg/m <sup>3</sup>	適否
東浦町役場	362	8689	0.015	0	0.0	0	0.0	0.119	0.079	適

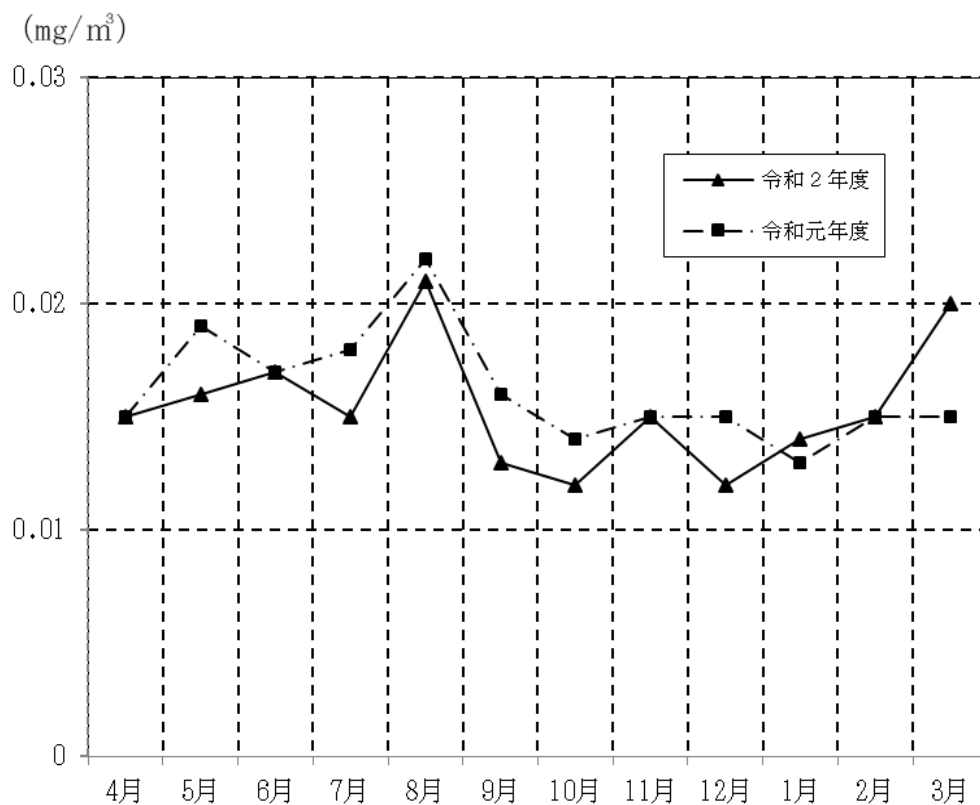
(資料：水大気環境課)

### 浮遊粒子状物質の月別測定結果

項目		年月		R2								R3		
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
東 浦 町 役 場	有効測定日数	日	30	28	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31
	測定時間	時間	719	694	719	742	741	718	741	716	743	743	671	742
	月平均値	mg/m <sup>3</sup>	0.015	0.016	0.017	0.015	0.021	0.013	0.012	0.015	0.012	0.014	0.015	0.020
	1時間値の 最高値	mg/m <sup>3</sup>	0.037	0.059	0.045	0.064	0.076	0.039	0.055	0.054	0.046	0.067	0.053	0.119
	日平均値の 最高値	mg/m <sup>3</sup>	0.024	0.043	0.033	0.035	0.043	0.026	0.023	0.031	0.033	0.041	0.032	0.079

(資料：水大気環境課)

### 浮遊粒子状物質の経月変化（月平均値）



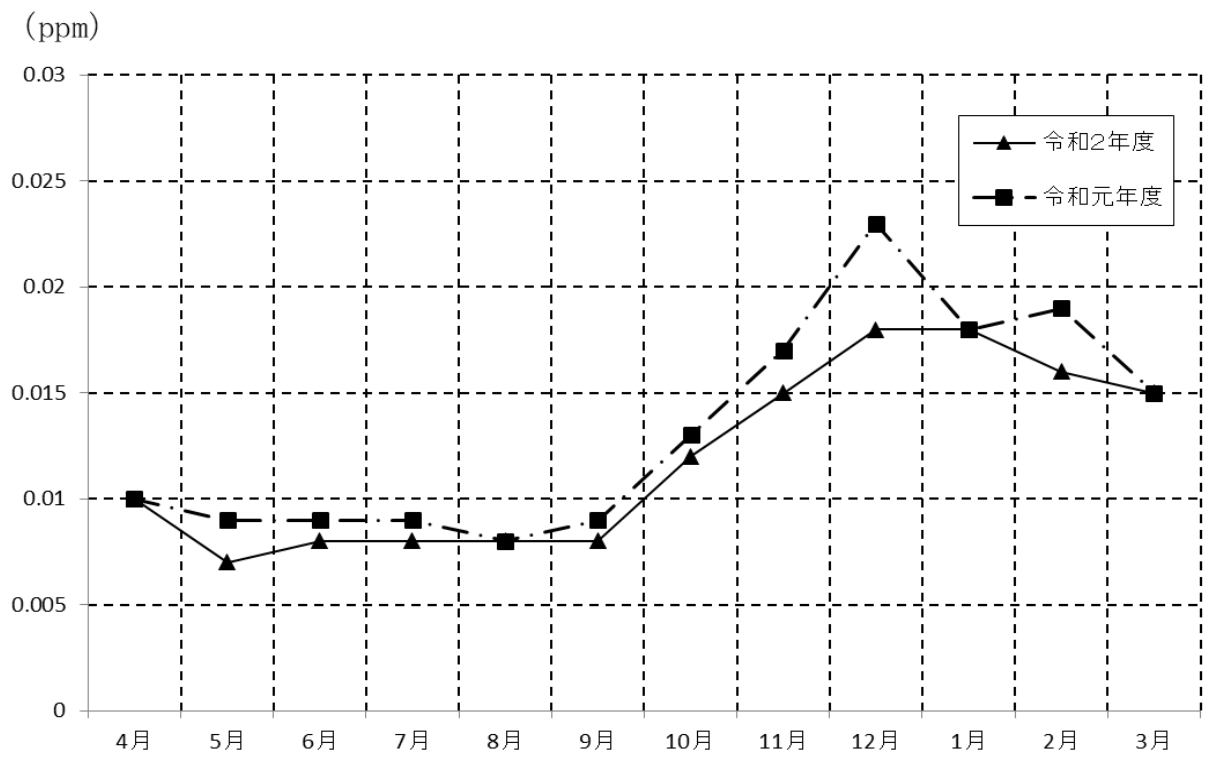
②窒素酸化物 (NO+NO<sub>2</sub>)

一酸化窒素 (NO) ・ 二酸化窒素 (NO<sub>2</sub>) ・ 窒素酸化物 (NO<sub>x</sub>) の月別測定結果

項目		年月		R2								R3			
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
東 浦 町 役 場	有効測定日数	日	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31	
	測定時間	時間	713	738	712	736	737	714	735	712	738	738	666	737	
	一 酸 化 窒 素	月平均値	ppm	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.002	0.003	0.004	0.005	0.003	0.002
		1時間値の 最高値	ppm	0.035	0.010	0.006	0.007	0.019	0.020	0.029	0.041	0.049	0.065	0.058	0.034
		日平均値の 最高値	ppm	0.006	0.001	0.002	0.002	0.005	0.004	0.009	0.008	0.026	0.018	0.013	0.009
	二 酸 化 窒 素	月平均値	ppm	0.009	0.007	0.007	0.006	0.006	0.007	0.010	0.012	0.014	0.014	0.013	0.013
		1時間値の 最高値	ppm	0.032	0.027	0.029	0.027	0.024	0.027	0.035	0.041	0.044	0.047	0.049	0.046
		日平均値の 最高値	ppm	0.021	0.011	0.012	0.012	0.009	0.012	0.021	0.021	0.030	0.032	0.032	0.027
		日平均値が 0.06ppmを 超えた日数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	窒 素 酸 化 物	月平均値	ppm	0.010	0.007	0.008	0.008	0.008	0.008	0.012	0.015	0.018	0.018	0.016	0.015
		1時間値の 最高値	ppm	0.061	0.037	0.032	0.034	0.025	0.044	0.049	0.075	0.085	0.096	0.086	0.075
		日平均値の 最高値	ppm	0.027	0.012	0.013	0.013	0.011	0.016	0.027	0.028	0.055	0.050	0.042	0.034
		NO <sub>2</sub> /(NO+NO <sub>2</sub> ) (月平均値)	%	90.7	91.8	89.9	85.6	81.1	83.8	85.4	82.0	76.0	74.7	82.3	85.9

(資料:水大気環境課)

# 窒素酸化物 (NO<sub>x</sub>) の経月変化 (月平均値)

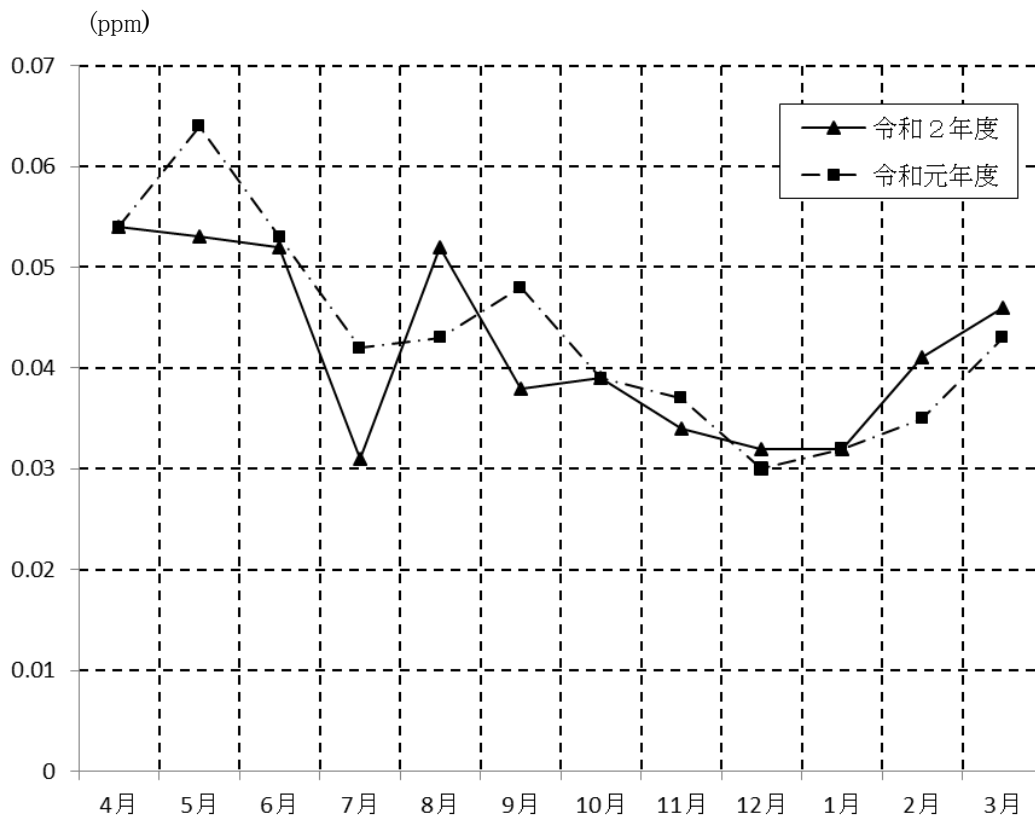


③光化学オキシダント (Ox)  
光化学オキシダントの月別測定結果

項目		年月		R2								R3		
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
東 浦 町 役 場	昼間測定日数	日	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31
	昼間測定時間	時間	448	462	448	463	463	448	462	448	462	460	418	463
	昼間の1時間 値が、0.06ppm を超えた日数 及び時間数	日	6	9	13	2	9	0	0	0	0	0	1	4
		時間	28	36	44	7	24	0	0	0	0	0	1	10
	昼間の1時間 値が 0.12ppm を超えた日数 及び時間数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	昼間の1時間 値の最高値	ppm	0.081	0.072	0.082	0.073	0.083	0.059	0.055	0.053	0.041	0.040	0.061	0.070
昼間の日最高 1時間値の 月間平均値	ppm	0.054	0.053	0.052	0.031	0.052	0.038	0.039	0.034	0.032	0.032	0.041	0.046	

(資料：水大気環境課)

光化学オキシダントの経月変化 (昼間の日最高1時間値の月間平均値)



#### ④ダイオキシン類

(単位:pg-TEQ/m<sup>3</sup>)

年度	春季	夏季	秋季	冬季	年平均	環境基準値
H28	—	0.02	—	0.01	0.02	年平均値が0.6以下
H29	—	0.01	—	0.03	0.02	
H30	—	0.01	—	0.02	0.01	
R1	—	0.01	—	0.02	0.01	
R2	—	0.01	—	0.03	0.02	

(注) 1 pg (ピコグラム) : 1兆分の1g

2 TEQ: ダイオキシン類全体の毒性の強さを表す単位

ダイオキシン類は異性体が多く、毒性は異性体ごとに異なるため、異性体の中で最も毒性の強い「2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン」の量に換算した値として表した毒性当量

3 平均値は、PCDD(ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン)、PCDF(ポリ塩化ジベンゾフラン)及びCo-PCB(コプラナーポリ塩化ビフェニル)の値の合計

#### ⑤ばい煙

大気汚染物質の排出抑制のため、発生施設がある工場で調査を実施しています。測定結果は、13の工場で公害防止協定の基準に適合しました。

事業所数	ばいじん(平均値)	窒素酸化物(平均値)	硫黄酸化物(平均値)
13	0.026g/m <sup>3</sup> N	72.29ppm	0.087g/m <sup>3</sup> N



### 3 水質汚濁

#### (1) 水質汚濁の現況

水質汚濁は、炊事・洗濯等の日常生活を営むうえで排出される生活排水や工場・事業所等からの排水が主な原因となって起こります。水質・底質の悪化、悪臭の発生、有害物質（カドミウム・全シアン等）による水質汚濁が起きると、飲料水や魚介類を通して人体に吸収され、人の健康に被害が生じるおそれがあります。

本町の河川は、須賀川・豆搗川・明德寺川・岡田川・境川の各水系で衣浦湾へ、鎌池川は阿久比川へ流入しています。水質を監視するため、河川 14 地点、ため池 32 地点、排水路 6 地点の計 52 地点で水質調査を実施しています。

今後も水質汚濁の大きな原因となる生活排水への対策として、下水道や合併処理浄化槽などの生活排水処理施設の整備を進めるとともに、生活排水による汚れを少しでも減らせるよう啓発に努め、定期的な河川パトロールを実施し、水質の汚濁防止を図ります。

#### (2) 水質汚濁に係る環境基準（昭46. 12. 28環庁告第59号・平31. 3. 20環庁告第46号改正）

##### ①人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基 準 値	項 目	基 準 値
カドミウム	0.003mg/ℓ以下	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエレン	0.01mg/ℓ以下
鉛	0.01mg/ℓ以下	テトラクロロエレン	0.01mg/ℓ以下
六価クロム	0.05mg/ℓ以下	1, 3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ以下
砒 素	0.01mg/ℓ以下	チウラム	0.006mg/ℓ以下
総水銀	0.0005mg/ℓ以下	シマジン	0.003mg/ℓ以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/ℓ以下
P C B	検出されないこと	ベンゼン	0.01mg/ℓ以下
ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下	セレン	0.01mg/ℓ以下
四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/ℓ以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ以下	ふっ素	0.8mg/ℓ以下
1, 1-ジクロロエレン	0.1mg/ℓ以下	ほう素	1mg/ℓ以下
シス-1, 2-ジクロロエレン	0.04mg/ℓ以下	1, 4-ジチサン	0.05mg/ℓ以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1mg/ℓ以下		
備 考			
1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンについては、最高値とする。			
2 「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。			

## ②生活環境の保全に関する環境基準

河 川(湖沼を除く)

項目 類型	利用目的 の適応性	基 準 値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物 質 量 (SS)	溶 存 酸 素 量 (DO)	大 腸 菌 群 数
AA	水道1級、自然環境保全 およびA以下の欄に掲 げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/l 以下	25 mg/l 以下	7.5 mg/l 以上	50MPN/ 100ml 以下
A	水道2級、水産1級、水 浴およびB以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/l 以下	25 mg/l 以下	7.5 mg/l以上	1000MPN/ 100ml 以下
B	水道3級、水産2級およ びC以下の欄に掲げる もの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/l 以下	25 mg/l 以下	5mg/l 以上	5000MPN/ 100ml 以下
C	水産3級、工業用水1級 およびD以下の欄に掲 げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/l 以下	50 mg/l 以下	5mg/l 以上	—
D	工業用水2級、農業用水 およびEの欄に掲げる もの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/l 以下	100 mg/l 以下	2mg/l 以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10 mg/l 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと	2mg/l 以上	—
測 定 方 法		規格12.1に定め る方法又はガラ ス電極を用いる 水質自動監視測 定装置によりこ れと同程度の計 測結果の得られ る方法	規格21に定め る方法	付表9に掲げ る方法	規格 32 に定 める方法又は 隔膜電極を用 いる水質自動 監視測定装置 によりこれと同 程度の計測結 果の得られる 方法	最確数による 定量法
備 考 1 基準値は、日間平均値とする。(湖沼、海域もこれに準ずる) 2 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量 5mg/l以上とする。(湖沼もこれに準ずる)						

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級：沈でんろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用ならびに水産2級および水産3の水  
産生物用

水産2級：サケ科魚類およびアユ等貧腐水性水域の水産生物用および水産3級の水産生物用

水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

4 工業用水1級：沈でん等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級：特殊な浄水操作を行うもの

5 環 境 保 全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む)において不快感を生じない限度

※町内河川で、環境基準が定められた河川は、境川と鎌池川から流入する阿久比川の2河川であり、類型は  
境川はB、阿久比川はCである。

### (3) 調査の状況 (河川・ため池・排水路)

#### 令和2年度の調査結果

地点	地点	測定月	pH	BOD・COD	SS	DO	大腸菌群	ト-ヘキサン抽出物質	窒素含有量	りん含有量
No.				(mg/l)	(mg/l)	(mg/l)	(MPN/100ml)	(mg/l)	(mg/l)	(mg/l)
1	石ヶ瀬川	5月	7.6	3.6	10	9.6	79,000	0.5未満	4.1	0.30
		11月	7.6	3.4	4	11.0	33,000	0.5未満	6.0	0.15
2	五ヶ村川上流	5月	7.3	2.3	12	5.2	7,900	0.5未満	1.6	0.23
		11月	7.9	2.5	16	9.4	2,400	0.5未満	1.8	0.17
3	五ヶ村川中流	5月	7.3	1.8	23	5.4	2,400	0.5未満	1.7	0.24
		11月	7.9	1.2	12	6.9	490	0.5未満	1.5	0.15
4	岡田川上流	5月	7.8	2.0	6	9.9	24,000	0.5未満	3.0	0.28
		11月	7.6	1.1	1	10.9	13,000	0.5未満	5.5	0.21
5	岡田川中流	5月	7.9	2.6	6	11.3	49,000	0.5未満	2.4	0.21
		11月	7.5	3.2	2	10.9	4,600	0.5未満	7.4	0.11
6	岡田川下流	5月	7.1	1.7	7	5.8	24,000	0.5未満	1.3	0.19
		11月	7.9	0.8	1	12.8	7,000	0.5未満	6.7	0.11
7	境川	5月	7.4	1.6	6	6.6	2,800	0.5未満	1.7	0.25
		11月	8.0	1.7	5	6.6	230	0.5未満	1.4	0.12
8	明德寺川上流西	5月	7.6	2.8	14	8.7	17,000	0.5未満	1.1	0.15
		11月	7.4	1.6	9	10.1	4,900	0.5未満	1.8	0.064
9	明德寺川上流	5月	7.6	5.8	6	9.8	70,000	0.5未満	3.0	0.31
		11月	7.4	2.0	4	10.1	4,900	0.5未満	5.2	0.09
10	明德寺川中流	5月	7.6	2.1	24	9.1	33,000	0.5未満	2.7	0.30
		11月	7.6	1.0	5	10.3	11,000	0.5未満	3.4	0.29
11	明德寺川下流	5月	7.3	1.7	16	7.4	17,000	0.5未満	2.4	0.25
		11月	7.7	0.7	5	10.5	3,300	0.5未満	3.2	0.18
12	鎌池川下流	5月	7.8	2.8	6	11.6	130,000	0.5未満	1.7	0.10
		11月	7.2	2.7	7	8.5	170,000	0.5未満	1.9	0.10
13	豆搗川	5月	7.7	3.7	27	9.2	49,000	0.5未満	1.9	0.25
		11月	7.6	1.5	3	8.2	24,000	0.5未満	2.6	0.14
14	須賀川	5月	7.3	5.8	33	8.3	79,000	0.5未満	7.6	0.90
		11月	7.1	6.0	10	6.8	17,000	0.5未満	13	2.1
15	大池	5月	9.6	21	20	14.5	240	0.5未満	2.3	0.16
16	杉之内池	5月	9.0	8.8	9	14.1	140	0.5未満	0.74	0.038
17	上申ヶ池	5月	9.3	9.7	7	12.3	490	0.5未満	1.1	0.12
18	下申ヶ池	5月	8.3	9.2	6	9.5	490	0.5未満	0.89	0.066
19	一ツ池	5月	7.7	4.3	5	9.5	2,200	0.5未満	0.29	0.022
20	二ツ池	5月	9.3	5.8	9	14.9	790	0.5未満	0.51	0.09
21	砂川池	5月	7.6	6.5	22	11.6	3,500	0.5未満	1.3	0.15
22	緒川新池	5月	9.7	5.0	8	15.8	4,900	0.5未満	0.76	0.066
23	馬池	5月	7.6	8.9	11	5.2	4,900	0.5未満	1.5	0.079
24	大狭間池	5月	8.2	12	15	11.1	4,900	0.5未満	1.2	0.09
25	濁池	5月	7.9	4.8	6	10.1	7,000	0.5未満	0.58	0.049
26	下鰻池	5月	9.6	20	20	13.8	22,000	0.5未満	2.1	0.16

地点	地点	測定月	pH	BOD・COD	SS	DO	大腸菌群	n-ヘキサン抽出物質	窒素含有量	りん含有量
No.				(mg/l)	(mg/l)	(mg/l)	(MPN/100ml)	(mg/l)	(mg/l)	(mg/l)
27	上鰻池	5月	8.7	19	25	12.7	2,800	0.5未満	2.4	0.22
28	本坪池	5月	8.7	21	20	12.0	490	0.5未満	2.1	0.18
29	上ノ池	5月	8.4	26	57	10.9	49,000	0.5未満	3.7	0.82
30	雁狭間池	5月	9.3	8.3	8	10.5	4,900	0.5未満	0.99	0.15
31	新左田池	5月	8.2	8.9	18	11.4	1,100	0.5未満	0.81	0.071
32	上高根池	5月	7.7	5.1	5	9.0	94	0.5未満	0.32	0.023
33	明治池	5月	7.9	4.4	13	10.8	24,000	0.5未満	0.61	0.069
34	明覚池	5月	7.7	13	36	9.0	1,700	0.5未満	1.3	0.12
35	新池	5月	7.9	8.5	6	9.7	7,900	0.5未満	0.64	0.044
36	下三ツ池	5月	7.9	6.8	8	9.8	4,900	0.5未満	0.55	0.041
37	上三ツ池	5月	7.3	5.9	10	9.8	1,100	0.5未満	1.1	0.028
38	菰蓋池	5月	7.4	5.8	6	7.1	3,300	0.5未満	0.58	0.035
39	田之助池	5月	7.6	3.7	10	8.3	1,100	0.5未満	0.47	0.047
40	黒鳥池	5月	9.4	21	34	15.0	700	0.5未満	2.4	0.25
41	飛山池	5月	7.7	5.7	10	9.5	330	0.5未満	0.55	0.039
42	永見池	5月	8.9	7.2	3	14.9	280	0.5未満	0.61	0.033
43	藤仙坊池	5月	8.1	6.5	25	10.8	3,300	0.5未満	0.74	0.086
44	午池	5月	9.3	34	72	20.8	700	0.5未満	5.9	0.48
45	黒根池	5月	8.5	4.3	6	10.5	330	0.5未満	0.36	0.031
46	新々池	5月	7.9	7.3	18	9.8	1,300	0.5未満	0.75	0.065
47	半ノ木住宅前水路	5月	7.3	1.5	1	8.7	17,000	0.5未満	-	-
48	森岡駅東水路	5月	7.2	9.9	30	2.7	170,000	0.5未満	-	-
49	石浜浜新田排水路	5月	7.5	9.8	6	2.3	79,000	0.5未満	-	-
50	生路2号排水路	5月	7.1	7.8	13	3.2	490,000	0.5未満	-	-
51	生路5号排水路	5月	7.6	7.9	5	4.0	79,000	0.5未満	-	-
52	巽ヶ丘ハイツ前	5月	7.2	230	60	5.9	17,000,000	48	-	-

(単位: mg/l)

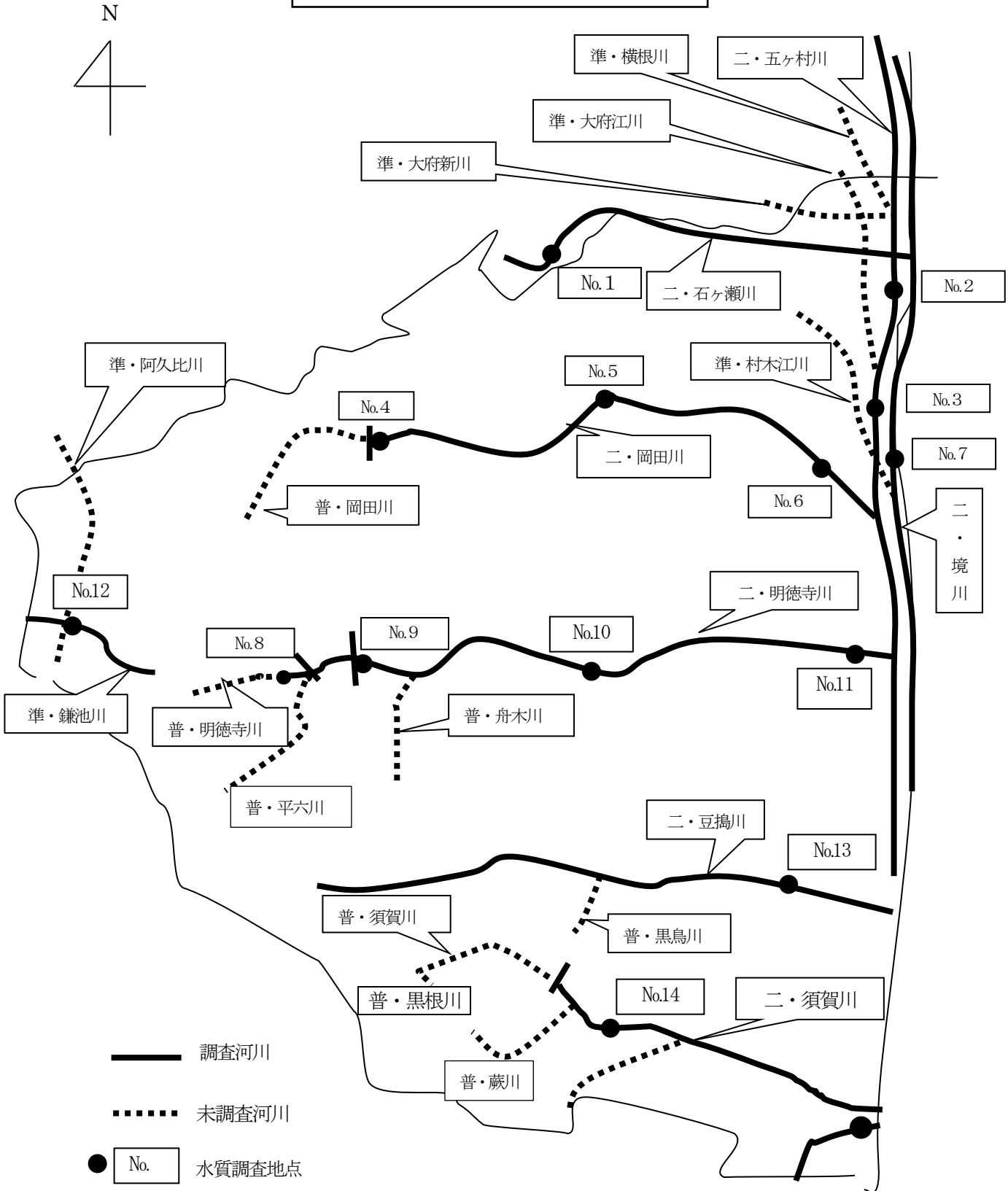
地点	地点	測定月	カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	砒素	総水銀
No.			アルキル水銀	PCB	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	硝酸窒素及び亜硝酸窒素	
3	五ヶ村川中流	5月	0.0003未満	不検出	0.005未満	0.02未満	0.005未満	0.0005未満
			不検出	不検出	0.001未満	0.0005未満	0.9	
7	境川	5月	0.0003未満	不検出	0.005未満	0.02未満	0.005未満	0.0005未満
			不検出	不検出	0.001未満	0.0005未満	1.1	
8	明德寺川上流西	5月	—	不検出	0.005未満	0.02未満	—	—
			—	—	—	—	—	

地点	地点	測定月	全シアン	鉛	六価クロム	砒素	銅	アンモニア態	電気伝導度	亜鉛
No.			(mg/L)	(mg/L)	(mg/L)	(mg/L)	(mg/L)	窒素(mg/L)	(mS/m)	(mg/L)
31	新左田池	5月	—	—	—	0.005未満	0.01未満	0.06	28	0.01未満
34	明覚池	5月	不検出	0.005未満	0.02未満	—	—	—	—	—

(単位: pg-TEQ/l)

地点	地点	測定月	ダイオキシン類	水質環境基準
2	河川 五ヶ村川上流	11月	0.92	1以下

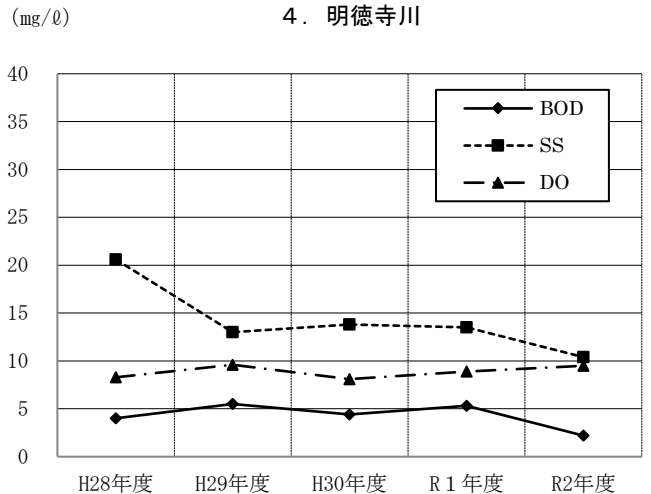
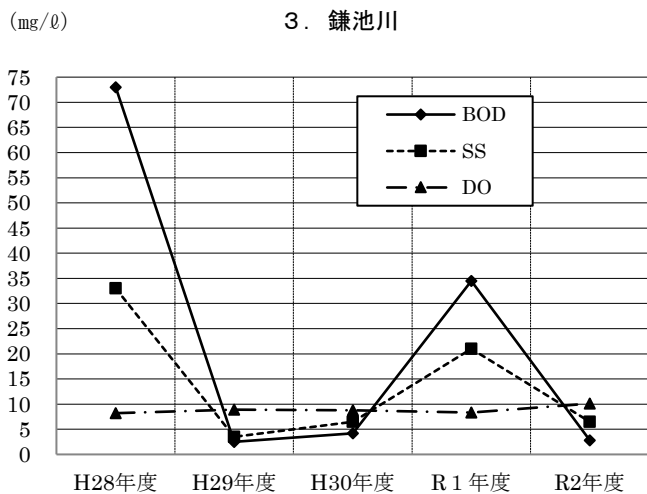
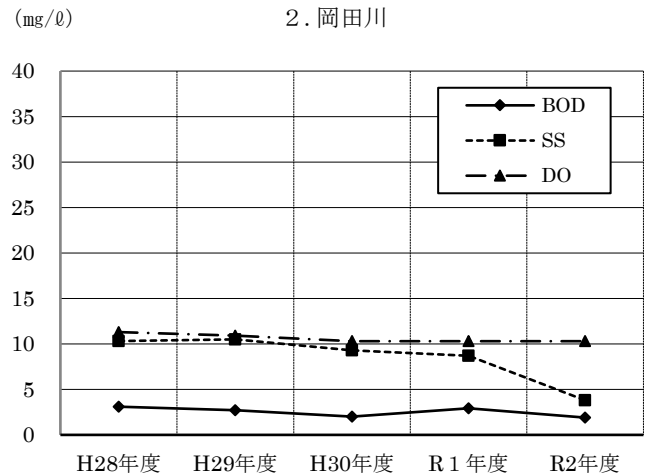
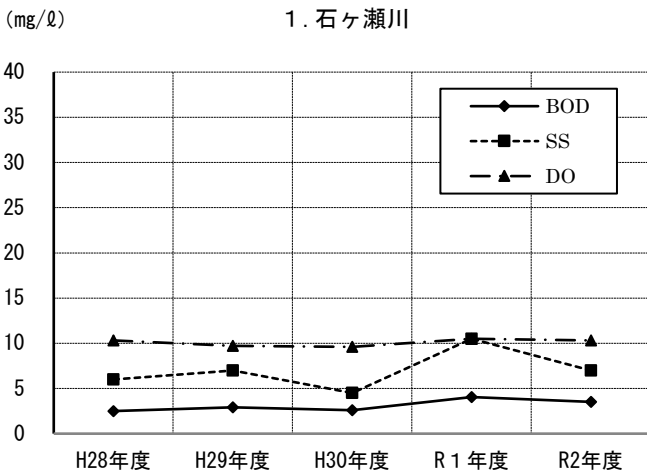
# 水質調査河川位置図 (主な河川)



(注) 1 一級河川 (一)：一級河川とは、国土保全上 (治水) または国民経済上 (利水) 特に重要な水系で政令で指定したものに代わる河川で国土交通大臣が指定したものです。  
 2 二級河川 (二)：二級河川とは、一級河川として指定された水系以外の水系で公共の利害に重要な関係があるものに代わる河川で都道府県知事が指定したものです。  
 3 準用河川 (準)：一級河川及び二級河川以外の河川で市町村長が指定したものは、準用河川として河川法の二級河川に関する一定の規定が準用されます。  
 4 普通河川 (普)：河川法に基づく指定を受けない河川 (公共の水流、水面) を一般に総称して普通河川と呼びます。河川法に記述はなく厳密に河川法上の分類はありません。普通河川の管理は市町村が行っています。

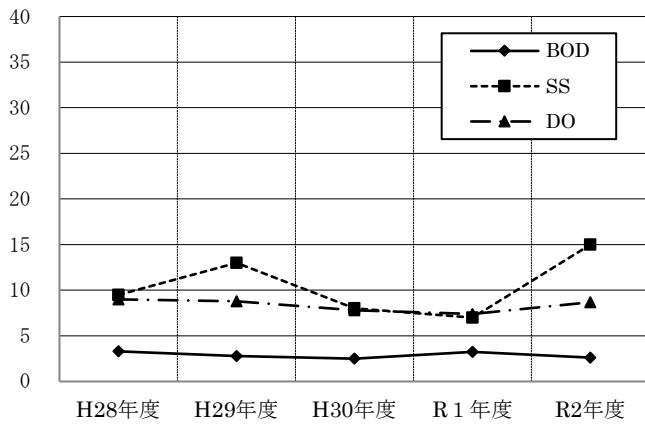
河川BOD・SS・DO経年変化 (年間平均値)

項目・年度 河川名		B O D (mg/ℓ)					S S (mg/ℓ)					D O (mg/ℓ)				
		H28	H29	H30	R1	R2	H28	H29	H30	R1	R2	H28	H29	H30	R1	R2
1	石ヶ瀬川	2.5	2.9	2.6	4.1	3.5	6.0	7.0	4.5	10.5	7.0	10.2	9.7	9.6	10.5	10.3
2	岡田川	3.1	2.7	2.0	2.9	1.9	10.3	10.5	9.3	8.7	3.8	11.3	10.9	10.3	10.3	10.3
3	鎌池川	73.0	2.5	4.2	34.5	2.8	33.0	3.5	6.5	21.0	6.5	8.2	8.9	8.8	8.4	10.1
4	明徳寺川	4.0	5.5	4.4	5.3	2.2	20.6	13.0	13.8	13.5	10.4	8.3	9.6	8.1	8.9	9.5
5	豆搗川	3.3	2.8	2.5	3.3	2.6	9.5	13.0	8.0	7.0	15.0	9.0	8.8	7.8	7.4	8.7
6	須賀川	4.9	5.3	8.7	6.8	5.9	26.5	8.0	23.5	18.5	21.5	7.7	8.5	7.9	6.9	7.6
7	五ヶ村川	2.6	3.7	1.2	3.2	2.0	27.5	45.3	30.8	22.3	15.8	6.3	7.7	5.0	6.3	6.7
8	境川	1.8	8.7	1.2	3.6	1.7	11.5	14.0	6.0	11.0	5.5	7.0	11.0	6.2	9.9	6.6



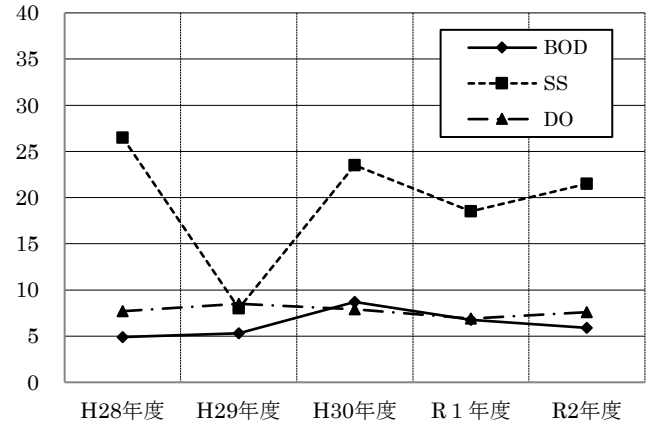
(mg/l)

### 5. 豆搦川



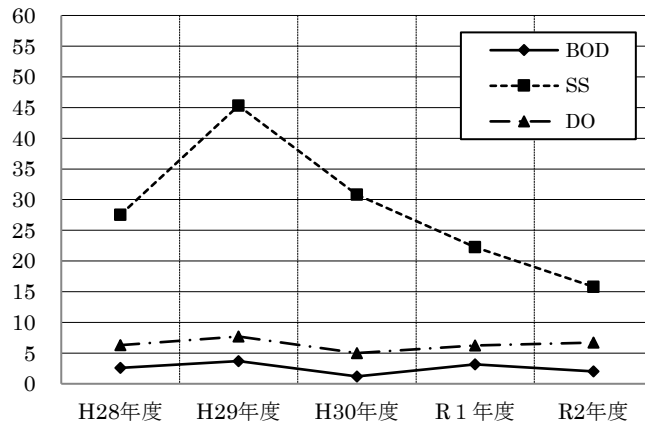
(mg/l)

### 6. 須賀川



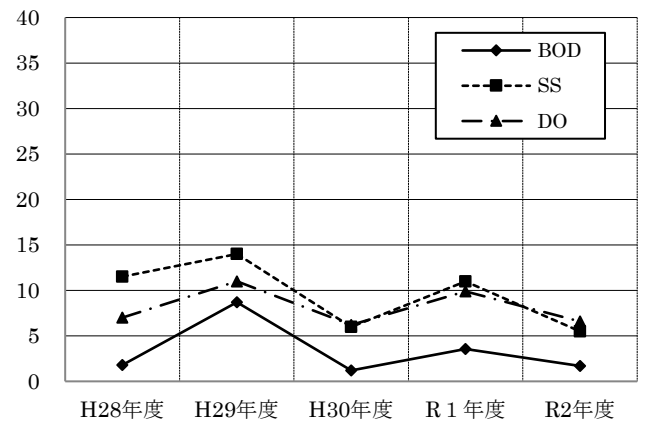
(mg/l)

### 7. 五ヶ村川



(mg/l)

### 8. 境川



#### (4) 生活排水の汚れを知りましょう

下の表は、主な食品の汚れの程度を示しています。

これらの食品をそのまま流した場合、コイやフナなどの魚が棲める水質(BOD 値 5 mg/ℓ程度)にするには、浴槽(300ℓ)に何杯もの水が必要となります。

工場などの排水基準は、その規模により BOD 値 25～160 (日間平均値 20～120) mg/ℓでそれに比べると食品の汚れは非常に大きいと言えます。また、これらの食品には、栄養塩類である窒素やりんが含まれており、三河湾などの閉鎖性水域(陸地に囲まれ、外海水との水交換がされにくい水域)においては、栄養塩類が滞留し、富栄養化による赤潮などの発生の原因となっています。

主な食品の汚れの程度

項目 食品名	これだけ 捨てたら	必要な 水の量	汚れぐあい		
			B O D	窒 素	り ん
みそ汁	おわん1杯 (200ml)	浴槽4.1杯 (1,230ℓ)	31,000mg/ℓ	2,100mg/ℓ	180mg/ℓ
ラーメンの汁	ひとり分 (300ml)	浴槽8.2杯 (2,460ℓ)	41,000mg/ℓ	3,500mg/ℓ	140mg/ℓ
米のとぎ汁	2,000ml	浴槽1.2杯 (360ℓ)	900mg/ℓ	33mg/ℓ	24mg/ℓ
ビール	コップ1杯 (200ml)	浴槽12杯 (3,600ℓ)	90,000mg/ℓ	1,300mg/ℓ	22mg/ℓ
牛乳	コップ1杯 (200ml)	浴槽16杯 (4,800ℓ)	120,000mg/ℓ	5,900mg/ℓ	930mg/ℓ



## 4 騒音・振動

### (1) 騒音・振動の現況

騒音は、各種公害の中でも日常生活に密接したものが多く、発生源も多種多様で、騒音に対する慣れや個人感覚の差異もあり解決を難しくしています。

令和2年度の騒音の苦情は17件あり、前年度より3件増加しました。主な苦情内容は、工事現場等の作業騒音や生活騒音です。

本町では、自動車騒音の測定を午前10時～11時と午後10時～11時に実施し、昼間、夜間とも環境基準に適合しました。

### (2) 騒音

#### ①騒音に係る環境基準（平成10年9月30日環告64・平成24年3月30日環告54改正）（単位：dB）

類型	該当地域	基準値				
		一般地域		道路に面する地域		
		昼間	夜間	地域区分	昼間	夜間
A	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	55 以下	45 以下	2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 以下	55 以下
	2車線以上の車線を有する道路に面する地域			65 以下	60 以下	
B	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 都市計画区域で用途地域の定められていない地域	60 以下	50 以下	車線を有する道路に面する地域	60 以下	55 以下
C	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	60 以下	50 以下	車線を有する道路に面する地域	60 以下	55 以下

(注)時間区分:昼間… 午前6時～午後10時 夜間… 午後10時～翌日午前6時

#### ②幹線交通を担う道路に近接する区域に係る要請限度値

自動車騒音に係る要請限度（平成12年3月2日総理府令15）

（単位：dB）

昼間	夜間
75以下	70以下

#### 自動車騒音調査結果（緒川字旭地内）

（単位：dB）

年度	時間	昼間 (午前10時～11時)	夜間 (午前10時～11時)
平成30年度		69	66
令和元年度		68	64
令和2年度		68	65

※測定月 令和2年12月

### ③特定工場の騒音規制基準値

騒音規制法及び県民の生活環境の保全等に関する条例に基づくもの

(単位：dB)

地域の区分		時間の区分		
		昼間 午前 8時～ 午後 7時	朝夕 午前 6時～ 午前 8時 午後 7時～ 午後 10時	夜間 午後 10時～ 翌日の 午前 6時
騒音規制法	県民の生活環境の保全等に関する条例			
第1種区	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	45	40	40
第2種区	第1種住居地域、第2種住居地域 準住居地域	50	45	40
第3種区	近隣商業地域、商業地域 準工業地域	65	60	50
	市街化調整区域	60	55	50
第4種区	工業地域	70	65	60
	工業専用地域	75	75	70
	その他の地域	60	55	50

(注) 1 規制基準は、敷地境界での値である。

2 次の【 】の施設の敷地の周囲50mの区域（1種低住、1種中住、2種低住、2種中住、1種住居、2種住居、準住居は除く）の規制基準は上表の値から5dB減ずる。

【学校、保育所、病院、入院施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園】

3 1種低住、1種中住、2種低住、2種中住、1種住居、2種住居、準住居又は田園住居に接する工業又は工業専用地域の境界線から内側50mの範囲内の規制基準は上表の値から5dB減ずる。

### ④騒音の大きさと人体に対する影響

(単位：dB)

音の大きさ	区分	音の大きさの目安	人体・生活への影響
30～40		・ホテルの室内 ・戸建住宅地（夜間）	・聞こえる会話には支障はなし
40～50		・図書館の館内 ・戸建住宅地（昼間）	・通常の会話は可能
50～60		・書店の店内 ・博物館の館内	・通常の会話は可能
60～70		・ファミリーレストランの店内 ・新幹線の車内	・大きい声を出さないと会話ができない
70～80		・セミの声 ・航空機の機内	・かなり大きい声を出さないと会話ができない
80～90		・ゲームセンター店内 ・パチンコ店内	・うるさくて我慢できない ・耳鳴り
100		・電車が通る時のガード下	・聴覚機能に異常をきたす
120		・飛行機のエンジンの近く	・短時間でも一時難聴になる

⑤特定施設関係各種届出状況(令和3年3月31日現在)

騒音規制法

(単位:箇所)

施設の種類	区分	特定工場等数	特定施設数
金属加工機械		51	898
圧縮機等		72	1,033
土石用破碎機等		7	33
織機		211	15,632
建設用資材製造機械		4	3
木材加工機械		13	85
印刷機械		2	20
合成樹脂用射出成形機		14	118
鋳型造形機		2	13
計		376	17,835

県民の生活環境の保全等に関する条例

(単位:箇所)

施設の種類	区分	騒音発生施設設置工場等総数	騒音発生施設総数
金属加工機械		12	70
圧縮機等		81	608
土石用破碎機等		2	5
合成樹脂用射出成形機		1	15
ディーゼルエンジン及びガソリンエンジン		18	41
送風機及び排風機		32	311
走行クレーン		4	32
真空ポンプ		2	19
計		152	1,101

⑥特定建設作業関係各種届出状況

騒音規制法

(単位:件)

作業の種類	届出件数
くい打機等を使用する作業	7
さく岩機を使用する作業	72
空気圧縮機を使用する作業	7
コンクリートプラント等を設けて行う作業	2
バックホウを使用する作業	57
トラクターショベルを使用する作業	1
ブルドーザーを使用する作業	6
計	152

県民の生活環境の保全等に関する条例

(単位:件)

作業の種類	届出件数
建造物を動力、火薬等で解体、破壊する作業	26
コンクリートミキサー等を使用する作業	65
コンクリートカッターを使用する作業	61
ブルドーザー等を使用する作業	151
ロードローラー等を使用する作業	103
計	406

### (3) 振 動

#### ①特定工場の振動規制基準値

振動規制法及び県民の生活環境の保全等に関する条例に基づくもの

(単位：dB)

地域の区分		時間の区分	
		昼 間	夜 間
振動規制法	県民の生活環境の保全等に関する条例	午前7時～ 午後8時	午後8時～ 翌日の午前7時
第1種区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	60	55
	第1種住居地域、第2種住居地域 準住居地域	65	55
第2種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域 市街化調整区域	65	60
	工業地域	70	65
	工業専用地域	75	70
	その他の地域	65	60

(注) 1 規制基準は、敷地境界での値である。

2 次の【 】の施設の敷地の周囲50mの区域(工業、工業専用地域のみ対象)の規制基準は上の表の値から5dB減ずる。【学校、保育所、病院、入院施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園】

3 1種低住、1種中住、1種住居、2種低住、2種中住、2種住居、準住居又は田園住居に接する工業又は工業専用地域の境界線から内側50mの範囲内の規制基準は上の表の値から5dBを減ずる。

#### ②振動の大きさと人体に対する影響

デシベル (dB)	振動の目安	人体に対する影響
50	人体に感じない程度	睡眠影響はほとんどない
50～60	静止している人だけに感じる	振動を感じ始める
60～70	大勢の人に感ずる程度のもので、障子がわずかに動く	浅い睡眠に影響が出始める
70～80	家屋が激しく揺れ、障子がガタガタと音を立てる	深い睡眠にも影響が出る
90	家屋が激しく揺れ、すわりの悪いものが倒れる	人体に生理的影響が生じ始める

③特定施設関係各種届出状況(令和3年3月31日現在)

振動規制法

(単位：箇所)

施設の種類 \ 区分	特定工場等数	特定施設数
金属加工機械	52	632
圧縮機	63	609
破砕機等	9	37
織機	160	10,791
木材加工機械	1	2
印刷機械	3	17
合成樹脂用射出成形機	8	126
鋳造型機	3	15
計	299	12,229

県民の生活環境の保全等に関する条例

(単位：箇所)

施設の種類 \ 区分	振動発生施設 設置工場等数	振動発生施設数
金属加工機械	4	47
圧縮機等	68	633
土石用破砕機	1	1
合成樹脂用射出成形機	1	16
ディーゼルエンジン	11	33
送風機等	40	498
計	125	1,228

④特定建設作業関係各種届出状況

振動規制法

(単位：件)

作業の種類	届出件数
くい打機等を使用する作業	9
舗装版破砕機を使用する作業	3
ブレーカーを使用する作業	67
計	79

## 5 悪臭

### (1) 悪臭の現況

悪臭は、人に不快感を与える感覚公害の一つです。慣れたにおいでも悪臭と感ずる場合があったり、良いにおいでも濃度や持続時間によっては不快に感じることがあります。

令和2年度の悪臭苦情は7件ありました。悪臭を感じる人間の嗅覚は、個人差があり、臭いの発生源が個人によるものが多いため、近隣トラブルの原因や個人のモラルが問われるようになり、悪臭苦情の解決をより困難なものにしています。

本町では、県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく悪臭関係工場等の届出により、悪臭状況を把握するとともに、各事業所等に対し、悪臭原因物の発生を抑えるよう指導しています。

### (2) 規制基準

#### ①臭気指数の規制基準値

敷地境界線における規制基準（悪臭防止法第4条第2項第1号）

規制地域の区分	第1種地域 (主に市街化区域)	第2種地域 (中間の区域)	第3種地域 (主に調整区域)
臭気指数	12	15	18

#### ②臭気指数の算定方法

「臭気指数」は、試料を人間の嗅覚で臭気を感じられなくなるまで無臭の空気（試料が水の場合は無臭の水）で希釈したときの希釈倍率（臭気濃度）から次式により算定されます。

$$\text{「臭気指数」} = 10 \times \log_{10}(\text{臭気濃度})$$

<計算例>

問題となる臭いを100倍まで希釈して臭いを感知することができなくなった場合、「臭気濃度」は100となるので、臭気指数は、次のとおり算出されます。

$$10 \times \log_{10}(100) = 20$$

臭気指数は、20

※参考

臭気指数10 = ほとんどの人が気にならない臭気

臭気指数12～15 = 気をつければ分かる臭気(希釈倍率1.6～3.2倍)

臭気指数18～21 = らくに感知できる臭気(希釈倍率6.3～12.6倍)

## ③悪臭関係工場等の届出状況(令和3年3月31日)

(単位：施設)

業 種	届出件数
畜産農業	
イ 豚房施設 (豚房の総面積が50㎡以上のもの)	3
ロ 牛房施設 (牛房の総面積が200㎡以上のもの)	16
ハ 鶏を3,000羽以上飼育するもの	2
飼料又は有機質肥料の製造業 (乾燥施設を有するもの)	2
鋳物製造業 (シェルモールド法によるもの)	0
し尿処理施設 (し尿浄化槽を除く)	1
ごみ処理場	4
計	28

## 6 地盤沈下

### (1) 地盤沈下の現況

地盤沈下は、地下水の過剰な汲み上げが主な原因となって引き起こされます。

地下水位の低下と地盤の沈下は密接な関係にあるため、地盤沈下の予測手段として地下水位の変動状況の把握が重要となっており、愛知県からの委託を受けて東部知多浄化センターで毎月1回の水位観測を実施しています。その結果によれば、降水量、揚水量等の影響による変動はみられるものの、ほぼ安定しています。

また、愛知県が水準点測量を実施しており、その水準点の変動状況からは、経年的な地盤沈下の傾向は見られません。

### (2) 地下水位観測結果

(単位：m)

測定場所	区分	月 年度	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	平均	変動幅
東部知多浄化センター (森岡字三洲道41)	L	R1	11.90	12.00	11.78	12.02	12.12	11.77	11.84	11.35	11.24	11.33	10.95	11.78	11.67	1.17
		R2	11.30	11.02	10.88	10.90	10.50	10.65	10.74	10.51	10.60	10.45	10.72	11.51	10.82	1.06
	H 固定点標高 T.p.m5.41	R1	-6.49	-6.59	-6.37	-6.61	-6.71	-6.36	-6.43	-5.94	-5.83	-5.92	-5.54	-6.37	-6.26	1.17
		R2	-5.89	-5.61	-5.47	-5.49	-5.09	-5.24	-5.33	-5.10	-5.19	-5.04	-5.31	-6.10	-5.41	1.06

(注) L：固定点から地下水面までの距離

H：地下水位（基準面からの高さ）・・・固定点標高により（T. p. m）に換算

### (3) 水準点測量調査結果

(単位：m)

番号	区分	住所	平成17年度	平成20年度	平成24年度	平成28年度
11138	国	森岡字取手124-1	2.7918	2.7873	2.7898	2.7888
A-169	愛	緒川字屋敷二区58-1	2.3952	2.3953	2.3965	2.3911
A-409	愛	緒川字平成81	4.4508	4.4515	4.4546	4.4528
A-170	愛	石浜字芦間44-1	2.9881	2.9879	2.9913	2.9899
11140	国	生路字浜田1-2	1.1906	1.1926	1.1952	1.1916
11141	国	藤江字山敷101-2地先	5.8254	5.8260	5.8329	5.8301

(注) 区分：管理機関。国＝国土地理院、愛＝愛知県。国が管理している水準点においても愛知県が観測。

水準点測量調査は、平成20年度から4年ごとに1回実施



## 7 公害防止協定

### 公害防止協定締結の現況

企業の生産活動によって発生する公害を未然に防止する必要から、昭和48年から町内企業48社と「公害防止協定」を締結しています。

公害防止協定は、地域住民の安全で快適な生活環境の保全を図るため、企業から排出されるばい煙や排水、騒音、振動などを規制し、必要に応じて企業への立入調査や改善指導を実施することを申し合わせたものです。

### 公害防止協定締結企業

(令和3年3月31日現在)

	締結企業名	所在地	業種	締結年月日	備考
1	知多舗材(株)	森岡字藤後27-2	アスファルト混合物製造販売	昭48.12.6	
2	カリモク家具(株)	緒川字申新田二区40-3	木製家具製造業	昭49.4.1	平22.4.1 刈谷木材工業(株)とカリモク家具販売(株)が合併し社名変更
3	(株)岡島パイプ製作所	緒川字葎狭間1-5	鋼管製造販売	昭49.5.18	
4	(有)成田鍍金工業所	石浜字なかね4-3	電気亜鉛メッキ業	昭50.4.22	
5	住化積水フィルム(株)名古屋工場	緒川字市右原2-2	プラスチック製品の製造販売	昭52.11.5	
6	東浦カリモク(株)	藤江字南栄町1-14	木製家具製造業	昭55.2.15	
7	名古屋パイプ(株)	藤江字午新田1-2	鋼管製造販売	昭55.10.29	
8	(株)LIXIL常滑東工場	藤江字亥子新田1-11	陶磁器・関連物製造	昭55.10.29	平23.4.1 INAXから社名変更
9	(有)片山ラチス製作所	藤江字亥子新田1-6	紡織機用機械器具・テント等製造販売	昭55.10.29	
10	(株)大和電化工業所	藤江字午新田1-4	金属表面処理	昭55.10.29	
11	大成工機(株)	藤江字午新田1-3	金属工作機械・治具工具製造販売	昭55.10.29	
12	平林工業(株)	藤江字前新田3-18	自動車部品のプレス	昭55.12.25	
13	ダイト研磨工業(有)	藤江字前新田3-20	鋳造品の仕上	昭55.12.25	

	締結企業名	所在地	業種	締結年月日	備考
14	(株)マスティック 東浦工場	緒川字赤坂1-88	自動車部品製造	昭55. 12. 25	
15	豊明木工(株)	藤江字皆栄町108	木製家具製造業	昭56. 7. 13	平25. 4. 1 衣浦カリモク(株) と愛知カリモク (株)と豊明木工(株) が合併し、社名 変更
16	インセント(株)	森岡字上源吾36-71 他	廃棄物処理業	平22. 3. 29	平21. 3. 31 久野不動産 業により施設 を承継
17	日研化学(株)	藤江字南栄町1-76	合成樹脂成型加工	昭61. 8. 18	
18	オオブユニティ(株)	森岡字外新切27-1	廃棄物処理業	昭62. 9. 8	
19	マルシン工業(株)	藤江字午新田1-39	自動車部品加工	昭62. 12. 3	
20	(有)小田工業	藤江字午新田1-12	金属加工業	昭62. 12. 3	
21	東部知多衛生組合	森岡字葭野41	一般廃棄物処理	昭63. 12. 15	
22	長谷川鉄工所	藤江字午新田1-36	金属加工業	平 3. 1. 16	
23	愛知製鋼(株)	藤江字南栄町1-12	電子部品製造	平 5. 3. 26	
24	トエイ(株)リサイクルセンター	藤江字亥子新田74	廃棄物処理業	平 9. 3. 28	
25	(株)げんき	緒川字北糺谷鐘11-11	廃棄物処理業	平23. 1. 14	平22. 6. 22 (株)ティーエスクリエイト から施設承継
26	(株)シヤホンディスプレイ	緒川字上舟木50	液晶部品製造	平10. 8. 11	平25. 4. 1 (株)ソニーモバイル ディスプレイウエスト から社名変更
27	(株)名古屋精密金型	緒川字北鶴根66-5	プラスチック用金 型製造	平12. 1. 28	
28	知多カリモク(株)	藤江字南栄町1-15	木製家具部品製造	平14. 4. 1	
29	(株)澤田工業所	緒川字宮戸 77-1	自動車部品製造	平 14. 4. 8	
30	(株)豊田自動織機 東浦工場	緒川字下婦夫坂1-1	自動車部品製造	平14. 8. 1	
31	(資)都築精機工業所	緒川字宮戸43	自動車部品加工	平15. 6. 24	

	締結企業名	所在地	業種	締結年月日	備考
32	東浦三共(株)	森岡字栄北60-19	自動車部品製造	平16. 6. 11	平17. 3. 1 三共鋼業(株)か ら承継
33	武田機工(株) 東浦営業所	森岡字栄北60-15	配管加工業	平17. 2. 24	
34	イズミ工業(株) 石浜工場	石浜字下子新田18-1	自動車部品製造業	平20. 4. 1	平20. 4. 1 (株)豊田自動織 機エンジン事 業部石浜事業 所より設備承 継
35	トーエイ(株) ガラス再商品化施設	藤江字南栄町1-38	廃棄物処理業	平17. 5. 19	
36	(株)テクノアサヒ	藤江字午新田1-34	自動車部品加工	平17. 5. 19	
37	(株)ティラド 名古屋製作所	藤江字折戸1-7	ラジエーターの製造	平17. 6. 17	平17. 6. 11 東洋ラジエター 名古屋製作所 より社名変更
38	(株)片桐工作所	森岡字栄北60-11	金属精密部品製造	平17. 7. 1	
39	(株)豊田自動織機 森岡事業所	森岡字栄北60-1	自動車部品製造	平17. 11. 4	
40	(株)アイキテック	森岡字栄東1-1	自動車部品製造	平18. 7. 3	
41	(株)重機鋼産	緒川字両筋道11-70	廃棄物処理業	平21. 4. 1	
42	(株)JA 東海グリーン	緒川字葭池 44-3	廃棄物処理業	平 24. 1. 4	
43	(株)トリプルエナジー	緒川字上広狭間 30-17	廃棄物処理業	平 22. 1. 28	
44	高木建設(株) リサイクルプラント	緒川字地獄谷9-3	廃棄物処理業・建設 業	平22. 3. 29	
45	(株)松尾製作所 東浦工場	緒川字北鶴根12-1	自動車部品製造	平27. 2. 27	
46	(株)デンソーダイシン	藤江字前新田3-19	自動車部品加工	平29. 9. 1	
47	伊藤金属工業(株)	緒川字姥池100	自動車部品製造	令 2. 4. 1	
48	(株)東海理機	緒川字葭狭間3-3	輸送機器製造	令 3. 3. 1	

## 8 地球温暖化対策事業

### (1) 住宅用地球温暖化対策機器設置費推進事業

地球温暖化防止対策の一環として、平成19年度より、高効率エネルギーシステムを始め多くの住宅用地球温暖化対策機器の導入を促進してきました。平成21年度から対象の太陽熱利用システム、太陽熱高度利用システムは、住宅様式の変化により、平成30年度をもって補助を終了し、令和元年度より、新たに環境への負荷の少ない家庭用エネルギー管理システム（HEMS）、定置用リチウムイオン蓄電システムに補助金を交付し、CO<sub>2</sub>削減や省エネの推進活動をしています。

#### 年度別補助の状況

(単位:件)

種 別	年 度	H28	H29	H30	R1	R2
太陽熱利用システム		2	0	1		
太陽熱高度利用システム		0	0	0		
家庭用燃料電池システム (エネファーム)		17	22	21	14	18
家庭用エネルギー管理システム (HEMS)					23	29
定置用リチウムイオン蓄電システム					37	70

### (2) 東浦町の住民一人当たりの二酸化炭素排出量（家庭部門）

住民一人当たりの二酸化炭素排出量（家庭部門）の把握を行っています。

(単位: t-CO<sub>2</sub>)

	平成28年度 実績	平成29年度 実績	平成30年度 実績
住民一人当たりの 二酸化炭素排出量	1.35	1.27	1.10

#### 【使用した統計データ】

経済センサス、エネルギー消費統計、交通関係統計資料、愛知県統計年鑑、東浦町まち・ひと・しごと創生総合戦略、環境省「自治体排出量カルテ」など

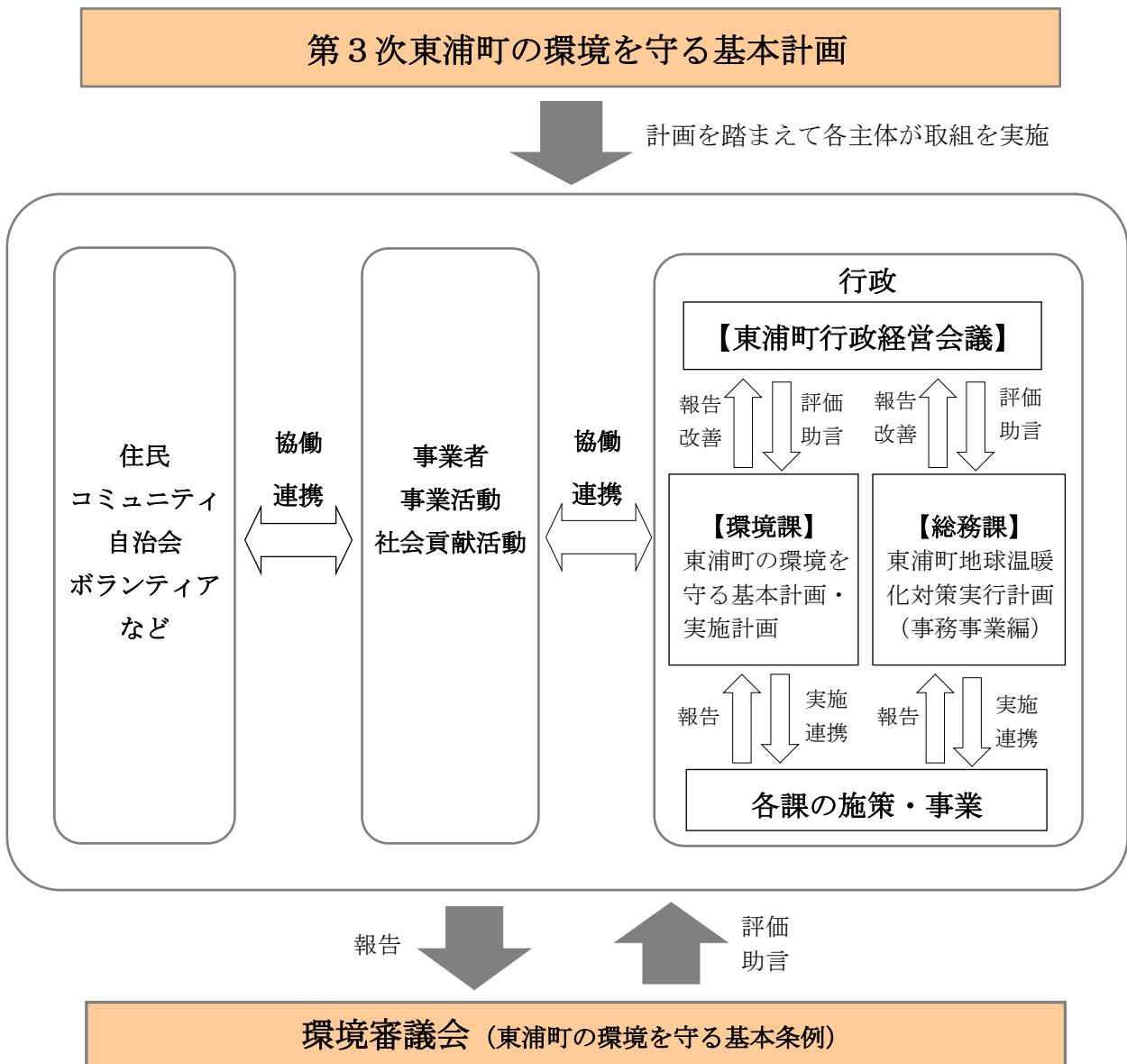
## 9 環境基本計画の推進

平成9年3月に制定した東浦町の環境を守る基本条例に基づき、「東浦町の環境を守る基本計画（第1次）」を平成12年3月に策定しました。平成23年4月には令和2年度を目標年度とする「東浦町の環境を守る基本計画（第2次）」を策定し、総合的に環境保全施策を推進するため、各種事業を展開してきました。

令和3年3月には、本町の住民意識、産業の変化、都市成長、社会経済動向も変化しつつあることを踏まえて改定を行い、今後10年間における本町の環境行政、住民や事業者のみなさんとの協働による取組の方向性を決めました。

今後さらに複雑化・高度化する環境問題に向き合うため、計画に掲げる施策の進捗状況を定期的に確認、評価及び改善等を行い、施策を推進していきます。

### ■計画の推進・進行管理の体系



## 環境基本計画実施計画(抜粋)

### 1 自然とうるおいを大切にする共生のまちづくり

#### 1-1 多様な自然を守り育てる

★ 第5次総合計画の重要関連施策

##### 1-1-1 今ある自然を大切にする

施策名	令和2年度実績
★里山の保全	里山で活動するアダプトプログラム登録団体「谷間を育てる会」への物品の支給や活動の支援(3/28) 東浦自然環境学習の森保全活動団体へ活動に使用する資材の購入等の支援を実施
外来種対策の推進	令和2年度外来種対策研修会に出席(12/8) ホームページにて特定外来生物のセアカゴケグモ、オオキンケイギク、ヒアリのページを掲載 広報にてオオキンケイギク(5月)セアカゴケグモ(8月)の啓発

##### 1-1-2 農地を保全する

★農地の効率的利用の推進	69haの利用権等を設定
地産地消の促進	本町の農作物をホームページでPR 学校給食で、巨峰を使用(9月) 保育園給食で巨峰68kgを使用(8/19、8/26)
★就農者の確保及び農業従事者の育成	各種補助金や制度資金を紹介

##### 1-1-3 緑化を推進する

★公共施設への緑化の推進	樹木の剪定:文化センター、コミュニティセンター5地区(森岡、緒川、卯の里、石浜、生路)、藤江公民館、勤労福祉会館(1月)、街路樹、町体育館、保健センター、学校、公園等の公共施設、役場敷地内 花壇の管理:文化センター、コミュニティセンター(森岡:4月~3月、緒川:4月~3月・卯の里:4月~3月(親子花壇)・5月~3月(コミ花壇)、石浜:6月~9月)、藤江公民館、勤労福祉会館、学校、保育園、児童館 植栽の維持管理:街路樹、役場敷地内、学校給食センター 緑のカーテンの実施:町体育館事務所、図書館(5月~9月)
★民有地への緑化の促進	東浦町都市緑化推進事業補助を広報にてPR(8月合併号) 生垣設置補助を広報にてPR(4/1号) 緑のカーテン等の緑化によるCO2削減の効果をホームページでPR
地域における花や緑の増加の促進	町内小中学校へ花苗や樹木の購入費として支援金を交付(1/14) 町内保育園、児童館、子育て支援センター、各地区老人クラブに花苗を96ずつ配布(11/10~12)

### 1-2 自然のふれあう空間をつくる

#### 1-2-1 土や緑とふれあう場を創造する

★自然環境学習の森の保全	保全活動を実施する住民や事業者等への支援 年間活動者数 2,154人
里山保全活動の促進	高根の森駐車場及び飛山池周辺緑地の借地契約をし、保全を継続 地元の要望により、PRするためにHPを更新
★住民による自然観察・体験の推進	東浦の自然に親しむ観察会を開催(11/21)し、結果をホームページに掲載 チラシ、ポスター、ホームページ、広報で開催案内

#### 1-2-2 水辺と親しむ場を創造する

河川改修における親水性の向上	須賀川実施計画の継続(工事の実施)
河川やため池周辺の修景	大池を始め24箇所のため池周辺の草刈を年1~2回適宜実施 植栽、既存樹木の保全を実施

1-3 歴史・文化と調和したまちをめざす

1-3-1 地域の個性を活かした環境を形成する

施策名	令和2年度実績
景観づくりの推進	共感プロジェクトとして、12月20日に生路の清掃を実施 明德寺川を守る会の活動として10月17日に清掃活動 東浦町ぶどう畑の自然色ネット購入補助金交付要綱の制定
住民による住環境保全活動の促進	アダプトプログラム登録団体(44団体)に、ごみ袋、草刈り用替刃等 160,748円の物品を支給 令和2年7月より、ボランティア清掃の実施者に対して、ボランティア用ご み袋及びボランティアシールの配布を開始

1-3-2 歴史・文化資源を保存・活用する

文化財及び伝統行事の保存	補助金を交付(4団体) 藤江神社八ッ頭舞楽保存会、伊久智神社神楽保存会、東浦五ヶ村虫供 養保存会、入海貝塚保存会
ボランティア等による文化財の紹介・活用	ガイドボランティア養成講座を実施(7/1~7/15 各水曜日3回コース) 参加者 10名、ガイドボランティア会員数35名
うのはな館(郷土資料館)の管理・運営	秋の企画展を開催、講座を開催 10/10~11/29「火伏・火消・消防 ー消防の歴史とその道具たちー」入 館者2,825名 7講座教室開催 受講者79名

1-3-3 地域の美化を推進する

ごみのポイ捨て防止の啓発	ポイ捨て禁止看板の貸し出し(17枚) パトロールによるポイ捨て抑止の啓発 地区コミュニティの花壇整備 森岡コミ:4月~3月 緒川コミ:4月~3月 卯ノ里コミ:4月~3月(親子花壇)、5月~3月(コミ花壇) 石浜コミ:6月~9月 生路コミ、藤江コミは新型コロナウイルス感染症の影響により中止
空き地・空き家等の管理に対する指導の推進	東浦町空家等対策協議を3月19日に実施 空家の調査結果を報告し、特定空家等認定に関する資料及び工程を作 成し、令和3年度に行う内容の協議を実施 広報及びホームページで空き地等の適切な管理等についてPR 環境パトロールによる監視活動の実施 管理されていない空き地・空き家の所有者に、適正な管理を依頼(58件)

2 いのちと健康を大切にする安全のまちづくり

2-1 公害のないまちをめざす

2-1-1 大気汚染、水質汚濁、騒音・振動、悪臭などを防止する

野焼き等による廃棄物焼却の抑制	行為者への指導を実施 広報紙及びホームページにて野焼きの違法性や環境への影響を周知 町内の監視パトロールを実施
★ 公共下水道への接続及び合併処理浄化槽の普及促進	污水管整備の実施設計を実施 污水管整備 0.2ha(整備率88.6%) 合併処理浄化槽の転換設置を促進するために、町ホームページ等で啓 発 合併処理浄化槽1基(5人槽)の転換設置の申請があり、補助金を交付
家庭からの生活排水による水質汚濁防止	生活排水クリーンキャンペーン(三河湾のパネル展)を環境再生週間に実 施 生活排水による河川の水質汚濁防止を啓発(7月) 下水道施設の損傷防止対策等をホームページ等で啓発を継続
騒音状況の調査	主要道における自動車騒音の測定を12月に実施 結果を「東浦町の環境」にてホームページへ掲載(9/28) 自動車騒音環境基準達成率100%
悪臭を排出する事業所の届出・指導の推進	悪臭を発生させる事業所に対し、悪臭関係工場等届出書の提出を通知 (30箇所の事業所より提出) 環境パトロールを通じた警戒活動を実施 農業者の薬剤購入費の補助及び薬剤配布

### 3 ものとエネルギーを大切に循環のまちづくり

#### 3-1 廃棄物の減量と資源化に努める

##### 3-1-1 ごみの発生を抑制する

施策名	令和2年度実績
ごみの減量・分別の啓発	分別及び出し方を広報紙・ホームページ等に掲載しPR
マイバック持参や包装容器簡素化の推進	小売店と東浦町によるレジ袋削減に向けた取組に関する協定に基づき、レジ袋削減の実績をホームページで報告 観光協会では、レジ袋有料化に伴いエコバックの作成や販売を行い、マイバック利用促進に努めた。
生ごみのたい肥化促進	アスパの無料配布により生ごみの減量をPR
せん定枝のチップ化促進	せん定枝の資源化:6m <sup>3</sup> 町が所有する粉碎機を住民に貸出し、せん定枝の資源化の促進 ホームページ等によるせん定枝の資源化のPR

##### 3-1-2 リサイクル・リユースの仕組みを構築する

本のリユースの推進	リサイクルフェアを実施(3回/年) 6月譲渡数:2,780冊/2,942冊(94.5%) 6月譲渡数:1,571冊/1,666冊(94.2%) 11月譲渡数:3,634冊/3,930冊(92.5%)
-----------	--

##### 3-1-3 事業系廃棄物の適正処理を促進する

産業廃棄物処理施設に対する監視の推進	県と合同で産業廃棄物処理施設への立入調査を実施(7月、11月) 環境パトロールによる監視活動を実施 産業廃棄物処理施設の警戒(220回)
環境監視パトロールの強化	週5日監視パトロールによる監視を実施し、不法投棄の抑止活動を実施 不法投棄発見箇所数(1,076か所)

#### 3-2 地球温暖化対策を推進する

##### 3-2-1 省エネルギーを進める

★ 高効率エネルギーシステムの設置促進	家庭用エネルギー管理システム(HEMS)、リチウム蓄電池、家庭用燃料電池システム(エネファーム)の設置補助を実施及び普及を推進 ホームページ及び広報(4/1)でPR 補助件数:HEMS 29件、蓄電池 70件、エネファーム 18件
公共交通機関の利用促進	バスの運行(2月1日よりダイヤ改正) バスの乗り方教室を開催(3月16日「緒川保育園」、3月16日「藤江保育園」) 広報紙・ホームページでPR(防疫対策の周知も含む) 登録制度は本町に適合するものか疑問があり、他にパークアンドライドを推進する方法を検討
徒歩や自転車の促進	9月・10月に各地区コミュニティセンター及び自治集会所で、自転車等の無料回収を実施 放置自転車125台を回収し、売却 緒川南北線、西平地西之宮線の自転車歩行者道の用地買収 西平地西之宮線の自転車歩行者道の整備、石浜156号線の歩道の整備

##### 3-2-2 自然エネルギーの導入を推進する

★ 住宅用地球温暖化対策機器の設置促進	家庭用エネルギー管理システム(HEMS)、リチウム蓄電池、家庭用燃料電池システム(エネファーム)の設置補助を実施及び普及を推進 ホームページ及び広報(4/1)でPR 補助件数:HEMS 29件、蓄電池 70件、エネファーム 18件
---------------------	---



#### 4 住民と行政がともに汗を流す協働のまちづくり

##### 4-1 環境学習の充実を図る

##### 4-1-1 環境に関する学習機会を増やす

施策名	令和2年度実績
★環境関連講座の充実	省エネルギー、環境に関連した親子木工教室を実施(3/14)
★環境学習の充実	明德寺川の自然を守る会等の地域で活動している団体に対し、活動及び環境学習について報告(6/15)
★住民による自然観察機会の拡大	環境課が行う「東浦の自然に親しむ観察会」の開催の場として、自然環境学習の森を提供(11/21) 東浦の自然に親しむ観察会を開催(11/21)し、結果をホームページに掲載 チラシ、ポスター、ホームページ、広報で開催案内

##### 4-1-2 学校における環境教育を推進する

★学校における環境教育の充実	花壇の管理や樹木の剪定を実施
学校と地域の協働による環境活動の推進	トライアングルクリーン作戦(北部中学校区のゴミ拾い)を実施(10/24) 参加者:北部中学校、森岡小学校、緒川小学校の児童、生徒、教員、PTA、森岡区長、緒川区長

##### 4-1-3 環境に関する情報を共有化する

環境に関する多様な情報の発信	自発的に活動している活動団体が実施している自然観察会のチラシの配布や広報の掲載(4月、7月、9月、10月、2月 計5回掲載) 広報ひがしうら7月1日号から全9回の環境に関する特集を実施 家庭系ごみ袋特小ごみ袋販売に伴う広報を広報紙やホームページ等でPR
----------------	--

#### 4-2 住民・事業者の取組を促す

##### 4-2-1 住民や事業者主体の取組を支援する

アダプトプログラムの推進	アダプトプログラム登録団体(44団体)に、ごみ袋、草刈り用替刃等160,748円の物品を支給
住民主体の環境保全活動に対する支援	地区コミュニティの花壇整備 森岡コミ:4月~3月 緒川コミ:4月~3月 卯ノ里コミ:4月~3月(親子花壇)、5月~3月(コミ花壇) 石浜コミ:6月~9月 生路コミ、藤江コミは新型コロナウイルス感染症の影響により中止 明德寺川の自然を守る会等に対し、水質調査用パケットの提供(120セット)と透視度計・水温計を貸出 流域モニタリング調査を実施するグループへ水質調査用パケットの提供と透視度計・水温計を貸出(6/15) 水質調査の実施・報告(月2回) 水質調査結果を掲示(9/28)

##### 4-2-2 地域の環境リーダーを育てる

環境リーダーの養成と活動機会の創出	環境リーダーを養成するための講座を開催(12/5) 参加者数:18名
こどもエコクラブの推進	各児童館へ参加登録を依頼(4/15) 7児童館:1,072名 ホームページで参加PR

#### 4-3 町が環境保全行動をけん引する

##### 4-3-1 率先的に環境保全行動を実施する

日常業務における環境マネジメントの推進	地球温暖化対策実行計画(事務事業編)に基づき、環境率先行動の取り組みを実施
公共施設における省エネルギー・自然エネルギーの導入	LED機器の導入:防犯灯、福祉センター、勤労福祉会館の非常灯電球、公園、郷土資料館、文化広場テニスコート、生路小学校特別教室棟トイレ、石浜西小学校管理教室棟オープンスペース、北部中学校武道場 省エネ空調機を導入:藤江保育園保育室(1室1基)、緒川新田保育園保育室(2室2基) 保健センターの照明器具をLED照明器具とすることを検討